

別紙様式2

公共調達監視委員会審議対象一覧及び審議結果（公共工事）

〔随意契約によるもの〕

審査対象期間

令和元年7月1日～令和元年12月31日契約分

部局名 滋賀労働局

監視 委員会 整理 番号	審査会 整理 番号	公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名 並びにその所属する部 局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の 根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の 役員の数 (人)	備考	公共調達審査会 審議結果状況 (所見)	公共調達監視委員会 審議結果状況(所見)
1	01-3-1	長浜公共職業安定所他外壁等改修 工事	支出負担行為担当官 滋賀労働局総務部長 塩田尚志 滋賀県大津市打出浜1 4番15号	R1.8.13	株式会社泰平組 滋賀県東近江市市子殿 町167	7160001010026	一般競争入札を行ったが不落札となったこ とから、随意契約に移行したため。 会計法第29条の3第5項 予算決算及び会計令第99条の2	19,594,440	19,548,000	99.76%	-		所見なし	所見なし
		以下余白												

※ 備考欄には、以下の①から⑤に該当する場合には、当該符号を付しています。

- ① 低入札価格調査の対象となったものにあつては、「低入札」。
- ② 契約の相手方が独立行政法人となったものにあつては、「独法」
- ③ 競争入札、企画競争又は公募をしたが、応札者が1者しかいないものにあつては、「1者」。
- ④ 新規案件で競争性のない随意契約であるものにあつては、「新規」。
- ⑤ 委託契約金額に占める再委託金額の割合が2分の1を超えるものにあつては、「再委託」。